

# 国民年金

## こんなときは『年金の届出』が必要です!

就職、退職、結婚などによって加入者の種類が変わることがあります。届出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、届出は忘れずに行いましょう。

こんなときは	ここ(届出先)で	こうしましょう
<b>被保険者の資格等に関する届出</b>		
20歳になったとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→配偶者の勤務先	国民年金に加入の手続きをする
会社を退職したとき	上三川町役場保険課	国民年金に加入の手続きをする (被扶養配偶者も同様)
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	配偶者の勤務先	第3号被保険者への種別変更の手続きをする
配偶者の扶養からはずれたとき	上三川町役場保険課	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする
年金手帳をなくしたとき	第1号被保険者→上三川町役場保険課 第3号被保険者→年金事務所	再交付の手続きをする
<b>保険料に関する届出</b>		
口座振替を開始、停止、変更するとき	銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・ 信用組合・労働金庫・年金事務所	口座振替依頼書を提出する
保険料を納めるのが困難なとき	上三川町役場保険課	全額又は一部免除の申請をする 30歳未満の人→若年者納付猶予申請をする
学生で保険料を納めるのが困難なとき	上三川町役場保険課	学生納付特例の申請をする
<b>給付に関する届出</b>		
65歳になったとき	第1号被保険者期間のみ→上三川町役場保険課 第3号被保険者期間を含む→年金事務所	老齢基礎年金の受給手続きをする
障がいになったとき	受診日が第1号被保険者→上三川町役場保険課 初診日が第3号被保険者→年金事務所 20歳前に障がいになった場合→上三川町役場保険課	障害基礎年金の受給手続きをする
死亡したとき	上三川町役場保険課	国民年金加入中の人→遺族基礎年金・ 寡婦年金・ 死亡一時金の請求
<b>年金を増やすための手続き</b>		
定額以上の保険料を納めたい	上三川町役場保険課	付加保険料の手続きをする
海外に移住する場合	日本国内に協力者がいる→ 上三川町役場保険課 日本国内に協力者がいない→ 最後の住居地の年金事務所又は 千代田年金事務所(東京都千代田区三番町22)	任意加入手続きをする
60歳～65歳になるまで	上三川町役場保険課	高齢任意加入の手続きをする

▼問い合わせ先=保険課 国保年金係 ☎(56)9134 宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4222

### 「プラスチック製容器包装資源化施設」の名称が決まりました!

#### ▼名称=『エコプラセンター下荒針』

▼住所=宇都宮市下荒針町2678番地176

▼電話=028(648)4631

▼受付時間=月曜日～土曜日

午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分

(日曜日、年末年始、祝日と重なった土曜日は休業)

～プラスチック製容器包装と白色トレイの  
収集は平成22年4月1日から開始します～

▼問い合わせ先=  
住民生活課 生活環境係  
☎(56)9131



# 皆さんのご意見等を町政に反映させませんか？ パブリックコメント(町民意見等の募集)を実施しています

\* \* \* \* \*

平成7年の阪神淡路大震災により多くの尊い人命が奪われましたが、その原因の約9割は建築物の倒壊によるものでした。その後も、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震などの大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

このような中、平成18年1月26日に改正耐震改修促進法が施行されたことを受け、上三川町の建築物の耐震化を促進するため「上三川町建築物耐震改修促進計画」を策定することとしました。この素案を公表し、広く町民の皆さんからの意見等を募集しています。

▼公表している資料名=『上三川町建築物耐震改修促進計画』(案)

▼資料の閲覧期間=2月12日(金)~3月15日(月)

▼資料の閲覧方法=都市建設課窓口、中央公民館窓口にてご覧いただけるほか、町のホームページに掲載しています。なお、資料を希望される方には、都市建設課窓口でお渡しします。

▼意見等の提出期間= 2月12日(金)~

3月15日(月)【必着】

▼意見等を提出できる方= 町内に居住・勤務・通学する方

▼意見等の提出方法= 意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせしています。



▼問い合わせ先=

都市建設課 管理係 ☎(56) 9146

## 3. 消防本部へ通知される通報者情報

・ 携帯電話…携帯電話番号、位置

## 2. 対象となる電話は

・ 携帯電話…第3世代と呼ばれる携帯電話

・ 固定電話(1P電話、光電話)…1P電話、光電話と呼ばれるもの

1. 位置情報通知システムとは  
近年、携帯電話や1P電話等が普及し、119番通報の受信件数が、年々増加しています。  
このシステムは、携帯電話や1P電話等からの119番通報時に、通報と同時に119番通報者の発信位置を消防本部の指令台のディスプレイの地図上に表示させるシステムです。

特に、携帯電話での屋外からの119番通報では、土地勘のない方からの通報でも、GPSを使い迅速に通報位置を特定することができるよう、より早い消防車・救急車の出勤につながることを期待されます。

**携帯電話・固定電話(1P電話等含む)等からの119番通報 位置情報通知システムの導入のお知らせ**  
携帯電話・1P電話等からの119番通報において、迅速に通報位置を特定することができる『携帯電話・固定電話(1P電話、光電話)からの119番通報位置情報通知システム』の運用を4月1日から開始します。

情報(緯度・経度)

・ 固定電話(1P電話、光電話)…

1P(光)電話番号、住所、氏名

※「184」が付加された発信者番号非通知の場合は、位置情報は通知されません。ただし、この場合でも、消防本部等において緊急に位置情報が必要であると判断した時(人の生命、身体等に差し迫った危険があると認められ、通報内容から直ちに位置情報を知ることができない時)に位置情報を取得することがあります。

## 4. 消防本部からお願い

携帯電話で119番通報した場合、その携帯電話の機種や電波の受信状態により、通知される位置情報に誤差が生じ、通報場所の正確な位置を特定できないことがありますので、これまでと同じように、住所や目標物(建物・橋交差点など)を確認して伝えるよう、ご協力ください。

▼問い合わせ先=石橋地区消防組合  
消防本部 通信指令課

☎(53) 1119